京築広域市町村圏事務組合火災予防条例施行規則 昭和50年4月1日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法(昭和23年7月24日法律第186号。以下「法」という。)、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)及び京築広域市町村圏事務組合火災予防条例(昭和48年3月7日条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(火災警報の発令)

- 第2条 法第22条第3項の規定による火災に関する警報は、次に掲げる気象状況において必要と認めた場合に発するものとする。
  - (1) 実効湿度が60パーセント以下であつて、最低湿度は40パーセントを下り最大風速7メートルをこえる見込みのとき。
  - (2) 平均風速 10 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

(火気使用制限区域の標識)

第3条 法第23条の規定によるたき火又は、喫煙の制限区域には、様式第1号による標識を掲げるものとする。

(防火管理者の資格講習)

第4条 令第3条第1号の規定による消防長が行なう防火管理に関する講習は、講習日の10日前まで に公告するものとし、講習等に関する必要な事項は別に定める。

(炉、ボイラー等の火災予防上安全な距離)

第5条 条例第3条第1項第1号(条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条第2項、第8条の2第2項、第9条の2第2項の規定において準用する場合を含む。)の規定により炉、ボイラー等が建築物その他の土地に定着する工作物(以下「建築物等」という。)の部分(その部分の構造が、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号に規定する耐火構造又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第108条第1号に規定する防火構造(同条第4号の規定に基づき建設大臣が同条第1号と同等以上の防火性能を有すると認めて指定するものを含む。)の場合を除く。以下同じ。)及び可燃性の物品から保たなければならない火災予防上安全な距離は、別表第1に掲げる数値以上の距離とする。

(液体燃料等を使用する器具の火災予防上安全な距離)

第6条 条例第18条第1項第1号(条例第19条第2項、第20条第3項、第21条第2項、第22条 において準用する場合を含む。)の規定により液体燃料等を使用する器具等を取り扱う場合に建築物等の部分及び可燃性の物品から保たなければならない火災予防上安全な距離は、別表第2に掲げる数値以上の距離とする。

(標識等)

第7条 条例第11条第1項第5号及び第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第17条第3号、第23条第2項及び第4項、第31条の2第1号、第33条第2項、第34条第5号並びに第39条第4号に規定する標識、掲示板、表示及び表示板は、別表第3のとおりとする。

(劇場等の喫煙禁止場所の指定)

- 第8条 条例第23条第1項の規定による喫煙又は裸火の使用を禁止する場所の指定は、消防長が別に 定める。
- 2 消防長は、前項の指定をした場合は、防火対象物の関係者に、すみやかに通知するものとする。

(消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等の指定等)

- 第8条の2 条例第45条の2第1項の規定により、消防長が消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして指定する洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(以下「洞道等」という。)は、通信ケーブル等の敷設、改修工事又は維持管理のために必要に応じ人が出入りすることのできるもので、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 洞道

通信ケーブル等の敷設を目的として設置された洞道のうち、次のいずれかに該当するもの ア 洞長 50 メートル以上の洞道

- イ 共同溝(共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年法律第81号)第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。)と接続する洞道
- (2) 共同溝

通信ケーブル等の敷設を目的として設置された共同溝

- (3) 前2号の洞道又は共同溝の維持管理を目的として設置された隧道
- (4) 前各号以外で消防長が必要と認める洞道等
- 2 条例第45条の2第2項に規定する重要な変更とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 指定洞道等の経路の変更又は出入口、換気口等の新設若しくは撤去
  - (2) 通信ケーブル等の難燃措置の実施又はその変更
  - (3) その他安全管理対策等の大幅な変更

(指定催しの指定)

第8条の3 条例第42条の2第3項の規定による通知は、様式第19号によるものとする。

(火災予防上必要な業務に関する計画の提出)

第8条の4 条例第42条の3第2項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画の提出は、様式 第20号によるものとする。

(防火対象物の使用開始の届出)

第9条 条例第43条第1項の規定する防火対象物の使用開始の届出は、様式第2号によるものとする。

(火を使用する設備等の設置届出)

- 第 10 条 条例第 44 条の規定による火を使用する設備等の設置の届出は、次の各号に掲げる様式によるものとする。
  - (1) 第1号から第8号の2に掲げる設備については、(様式第3号)
  - (2) 第9号から第13号に掲げる設備については、(様式第4号)
  - (3) 第14号に掲げる設備については、(様式第5号)
  - (4) 第15号に掲げる設備については、(様式第6号)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

- 第 11 条 条例第 45 条各号に掲げる行為の届出は、次の各号に掲げる様式によるものとする。ただし、 第 1 号に掲げる行為については、電話又は口頭によることができる。
  - (1) 第1号に掲げる行為については、(様式第7号)
  - (2) 第2号に掲げる行為については、(様式第8号)
  - (3) 第3号に掲げる行為については、(様式第9号)
  - (4) 第4号に掲げる行為については、(様式第10号)
  - (5) 第5号に掲げる行為については、(様式第11号)
  - (6) 第6号に掲げる行為については、(様式第18号)
- 第 11 条の 2 条例第 45 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による指定洞道等の届出又は変更の届出は、 様式第 12 号によるものとする。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

- 第12条 条例第46条第1項の規定による指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出は、様式 第13号によるものとする。
- 2 条例第 46 条第 2 項の規定による指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの廃止の届出は、様式 第 14 号によるものとする。

(タンクの水張検査等の申請書)

第 13 条 条例第 47 条の規定による申請又は証明は、タンク水圧・水張検査申請書(様式第 15 号)、 タンク検査済証(様式第 16 号)及びタンク水圧・水張検査証明書(様式第 17 号)によるものとす る。

(届出等の提出)

第14条 第9条から第12条までの規定による届出書及び第13条の規定による申請書の提出部数は、 2部とする。ただし、第8条の4の規定による提出書並びに第11条の規定による様式第7号及び第 8号の届出書の提出部数は、1部とする。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第 15 条 条例第 47 条の 2 第 3 項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第 1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火

対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従つて屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第47条の2第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内 消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

- 第 16 条 条例第 47 条の 2 第 1 項の公表は、前条第 1 項の立入検査の結果を通知した日から 30 日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、京築広域圏消防本部ホームページへの掲載により行う。
- 2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
  - (2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)
  - (3) その他消防長が必要と認める事項

(委任規定)

第17条 この規則に関し必要な事項は、消防長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年1月1日規則第1号)

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則(昭和61年8月30日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年6月15日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年9月5日規則第3号)

この規則は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則(平成2年3月3日規則第1号)

(施行期日)

この規則は、平成2年5月23日から施行する。 附 則(平成4年12月25日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 20 日規則第 1 号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年9月6日規則第2号)

この規則は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成12年9月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の京築広域市町村圏事務組合火災予防条例施行規則の規

定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年2月26日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年7月29日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 10 月 29 日規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 29 年 12 月 1 日規則第 12 号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年11月18日規則第10号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

種類	Į	距離(単	位センチメー	-トル)	
		上方	側方	前方	後方
炉	使用温度が摂氏 800 度以上の高	250	200	300	200
	温用のもの				
	使用温度が摂氏 300 度以上 800	150	100	200	100
	度未満の中温用のもの		(開放炉		(開放炉にあつては
			にあつて		100)
			は 100)		
	使用温度が摂氏 300 度未満の低	100	50	100	50
	温用のもの		(開放炉		(開放炉にあつては
			にあつて		150)
			は 150)		
ふろ	がま	60	15	60	15
温風	<b>以暖房機</b>	100	60	60	60
				(ダクト	
				接続形以	
				外のもの	
				にあつて	
				は 100)	

厨房	設備		150	50	150	50		
ボ	最大	に消費熱量が 23.0 キロワット	120	45	150	45		
イ	以上	このもの						
ラ								
_								
	最大	に消費熱量が 23.0 キロワット	120	30	100	30		
	未満	ちのもの						
スト	ーブ	(固定式)	150	100	150	100		
乾	内部	『容積が1立方メートル以上	100	50	100	50		
燥	のも	0						
設								
備								
	内部	『容積が1立方メートル未満	50	30	50	30		
	のも	, O						
サ	電	定額消費電力が 15 キロワッ	100	100	100	100		
ウ	気	ト毎時以上30キロワット毎	(300)					
ナ	ヒ	時未満のもの						
設	J							
備	タ							
	J	定額消費電力が6キロワッ	100	50	50	50		
	式	ト毎時以上 15 キロワット毎						
		時未満のもの						
		定額消費電力が6キロワッ	100	25	25	25		
		ト毎時未満のもの						
	スチ	ームラジエター式	10	10	10	10		
			(20)	(20)	(20)	(20)		
	送風	l 熱風式	10	10	10	10		
			(50)	(50)	(50)	(50)		
給湯	湯沸	設備	60	15	60	15		
灰捨	湯		15					
燃料	置場		120					

- 注1 サウナ設備の項の( )内の数値は、熱の放射に方向性がある場合の放射方向に面する 部分の距離を示す。
  - 2 この表は、条例別表第 3 から別表第 6 までに掲げる設備及び器具で、これらの表に規定する型式、入力等に該当するものについては適用しない。

# 別表第2

種類		距離単	i位(センチメ
		ートル	·)
		上方	周囲
移動式ストー	固体、液体若しくは気体燃料を使用するもの又は電気を	100	50
ブ	熱源とするもの		
その他の器具	固体又は液体燃料を使用するもの	100	30
	気体燃料を使用するもの	100	20
	電気を熱源とするもの	100	15
	使用に際して火災の発生のおそれのあるもの	100	20

注 この表は、条例別表第3から別表第6までに掲げる設備及び器具で、これらの表に規定する型式、入力等に該当するものについては適用しない。

# 別表第3(第7条関係)

規制事項		寸法		色	
根拠条文	標識類の種類	幅cm	長さcm	地	文字
第8条の3	燃料電池発電設備				
第1項及び					
第3項					
第 11 条第 1	変電設備				
項第5号及	<b>久</b> 电				
び第3項					
第 11 条の 2	急速充電設備である旨の標識	15 以上	30 以上	白	黒
第2項					
第 12 条第 2	発電設備				
項及び第3					
項					
ht 10 h ht 0	***************************************				
第 13 条第 2	蓄電池設備				
項及び第4					
項		00 11 1	50 bl.l		-1
第 17 条第 3	水素ガスを充填する気球の掲揚場所の立	30 以上	60 以上	赤	白

号	入を禁止する旨の標示					
第 23 条第 2	「禁煙」、「火気厳禁」又	(は「危険、物品持	25 以上	50 以上	赤	白
項	込厳禁」と標示した標語	戠			(条例)	(条例)
第 23 条第 4	「喫煙所」と表示した概	票識	30 以上	10 以上	白	黒
項第2号						
第 31 条の 2	危険物		30 以上	60 以上	白	黒
第 2 項第 1						
号						
			30 以上	60 以上	白	黒
第 33 条第 3	指定可燃物を	と 貯蔵し、又は取				
項	ŗ	)扱っている旨を				
	表	長示した標識				
			30 以上	60 以上	白	黒
第 34 条第 2						
項第1号						
第 31 条の 2	危険物		30 以上	60 以上	(※注)	
第1号						
			30 以上	60 以上	(※注)	
第 33 条第 2	指定可燃物	D品名、最大数量				
項	<u>역</u>	等を掲示した掲示				
	材					
			30 以上	60 以上	(※注)	
第 34 条第 5						
号						
第 39 条第 4	定員表示板		30 以上	25 以上	白	黒
号						
第 39 条第 4	満員札		50 以上	25 以上	赤	白
号						

(※注) 危険物の規制に関する規則第18条第1項第3号及び第5号の例によること。

たき火 禁 止

NO SMOKING

区域

期間室 年 月 日

注意

違反すると消防法によって罰せ られます。

京築広域圏消防本部

- 1 標識は、木製または金属製とする。
- 2 標識は、地を白色、文字を黒色とする。ただし、「たき火・喫煙禁止」及び注意事項は赤色とする。
- 3 標識の大きさは、縦45センチメートル以上横60センチメートル以上とする。

# 防火対象物使用開始届出書

										年	月	日	
消防長	殿												
							届出者						
							住所	•					
							電話						
							氏名						
所 在 地									電	話		:	番
名 称						主	要用途						
建築確認	年月日			年	月	日	建築確	全認番-	号	第		号	<del>-</del>
*消防同意	<b>第年月日</b>			年	月	日	*消防	司意番	号	第		号	
工事着手年 月日	年	月	日	工事 (予 年 <i>『</i>	完了 定) 目 日		年 月	日	使 ( 年	用開始 予定) 月 日	年	月	日
他の法令許 誘	合による可												
敷地面積			$m^2$	建築	至面積			m²	延	面積			m²
従業員数					人	公時	、開時間∑ 計間	スは従	業				
屋外消费 動力消防消防 用	火 栓 ポンプ 水	の概要	要										
その他。	必要な	事項											
	※受 作	寸 欄						<b>※</b> #	圣	過欄			

	用途				構造		
	種別	床面積	Ш	冷	消防	用設備等の	概要
	階別	$m^2$	用	途	消火設備	警報設備	避難設備
防火	階						
防火対象物棟別概要	階						
棟別概	階						
要(第	階						
号)	階						
	階						
	階						
	計						

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「第2の1号様式防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 5 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書(消火器具、 避難器具等の配置図を含む。)を添付すること。

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー 給 湯 湯 沸 設 備・乾 燥 設 備・サウナ 設 備 設置届出書ヒートポンプ 冷 暖 房 機火花を生ずる設備・放電加工機

消防長		展	L Z												年	月	日
1131232	•	""							届	出者							
										住所				(雷	話		番)
										氏名				(1-6	2411		ш/
				1						<b>20-11</b>							
防 対 物	所	在	地											電話			番
物物	名		称								主要	用	途				
設 置	用		途				床	面	積		m²	3/4	出[七]	用設備等			
設置場所	構		造				階		層			7 1	月炒刀)	用政佣守			
	設	備	の	種	類												
届	着工	(子	定) 4	年月	月						竣工	(子	·定)	年月日			
出	設備	の様	既要											·			
設	使用料•素工	する	5燃			種			類					使 用	量		
備	科· 工	然 <i>你</i>	液														
	安全	主装	置														
取扱責	任者	の罪	<b></b>	名													
工事施	<b>丁</b> 孝	住		所										電	話		番
上	上有	氏		名													
	<b>※</b>	受	f	寸	7	瀾					*	Ì	経	過	欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。
  - 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
  - 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
  - 6 ※印の欄は、記入しないこと。
  - 7 当該設備の設計図書を添付すること。

急速充電設備 燃料電池発電設備 電 設 備 変 電 設 備 が 設 備

設置届出書

i長	殿				届上	出者					年	: J	1	日
					信	注所				(電話			1	番)
所 在 均	也								電	話				番
名 移	尔					用	途							
構		造			場	戸	f			床	面	秱	Ę	
				<u>J</u>	屋内(	階)、	屋外							m²
			は特殊			1	i • #	無	換	気設備	:	有		無
			V	全出力定格。	又は 字 量							ΑH		
着工( 年	予定						竣工( <del>-</del> 年 月	予定)   日						
設置の	概要	£ #	重 別		キュ	ービクル	式( ,	屋内	• 屋	外 ) •	その	)他		
<b>以</b> 巨り	1000	`												
支術者氏名	1													
施工者	4   住	主所								電話				番
<i>7</i> € <u>1</u> . 'E		氏名												
※ 受		付	欄				*	経	ì	<u> </u>	欄			
	所 在 オ 構 消消 電 声 で を	所 在 地 名 称	所 在 地 名 称	所 在 地 名 称 造 消防用設備等 又は特殊 電 圧 V 着年 月 日	所 在 地 名 称	所 在 地 名 称	届出者 住所 氏名  所 在 地 名 称 用  構 造 場 序 屋内( 階)、 消防用設備等又は特殊 不燃区画 有電 圧 V 全出力又は 定格容量	届出者 住所 氏名  所 在 地 名 称	届出者 住所 氏名  所 在 地 名 称	届出者 住所 氏名       所在地     電       名称     用途       場所 屋内(階)、屋外       消防用設備等又は特殊 消防用設備等 消防用設備等 経費     不燃区画 有・無 換       電圧     V 全出力又は 定格容量       養工(予定) 年月日     年月日       設置の概要     本ュービクル式(屋内・屋:       技術者氏名     住所 氏名	届出者 住所 氏名     (電話 氏名       所 在 地     電話       名 称     用 途       構 造 場 所 屋内(階)、屋外       消防用設備等又は特殊 消防用設備等 電 圧 V 全出力又は 定格容量     有・無 換気設備       電 圧 V 全出力又は 定格容量     竣工(予定) 年月日       費工(予定) 年月日     年月日       設置の概要     種 別 キュービクル式(屋内・屋外)・       技術者氏名     住所 氏名	届出者 住所 氏名  所 在 地	居田者 住所 氏名  所在地	展   展   届出者   住所   (電話   任所   氏名   任所   任所   任所   任所   任所   任所   任所   任

- 備考 1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
  - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 電圧欄には、変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
  - 4 全出力又は定格容量の欄には、燃料電池発電設備、発電設備、急速充電設備 または変電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量を記入すること。
  - 5 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
  - 6 ※印の欄は記入しないこと。
  - 7 当該設備の設計図書を添付すること。

# ネオン管灯設備設置届出書

												年	月	日
消	防長		展	<u>几</u> 汉										
									届出	诸		(電話		番)
										E所				
									E	· 名				
防火料	所		在		地							電話		番
防火対象物	名				称				用追	金				
	設	備	名	\$	量									
届出	着工	二(子	·定)	年月	日			竣工(	予定) 年	平月 日				
設	設	備												
備	の													
	概	要												
一十重	¥施行	: <del>*</del>	住	所								電話		番
上す	<i>+ /</i> 1⊡1]	141	氏	名										
	*	3	2, Z	付	1	欄			*	経	過	欄		

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 当該設備の設計図書を添付すること。

### 水素ガスを充填する気球の設置届

714.V	 坊長		即													年		月	日
(日下	万女		殿							届出者 住所 氏名	ŕ				( =	電話			番)
設置	請負	者	住	所											電話	ĵ			番
			氏	名															
監視	人氏	名			T												ft	也	名
   設	置期	間	掲	揚	自			至											
			けい	留	自			至											
設	置		目	的															
設置	地	名	4 地	番															
場所	: 地_	上又	は屋上の	の別		用途	<u>&gt;</u> 2			立入り禁	上禁	:の力	法						
女	·丰 🌣 🏳	- - /七:	業の方法	_ /±.	日時				];	場		Ē	近						
ノL 	<b>妈人</b> (a	VI P2	未VノノJ 1.		方法					ガス		置	場						
	気		球	型			_	直径					材質	Í		<u> </u>			
構	X		州、	±.				体積					厚さ						
1).1	揚			綱	材質					太		さ							
造	電	電理	球の定格	 }電圧		灯		数			西西	記線	方式		 直列	ij •	並	列	
	飾	電	線の和	重類					断	f 面 積				1					
総		重		量				その化	由		•								
古体	方法	掲	ı	揚				必要	更										
人村	刀伍	け	· V	留				事項	頁										
	*	受	1	付	欄						<b>※</b>	稻	Ĕ.	過	欄				

- 備考 1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
  - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印の欄は記入しないこと。
  - 4 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図(電飾を付設するものに限る。)を添付すること。

# 火災とまぎらわしい煙又は火災届出書 を発するおそれのある行為の

				年	月 日
消防長 殿					
		届出者		(電話	番)
		氏名			
発生予定日時	自 至				
発 生 場 所					
燃焼物品名及び数量					
目的					
その他必要事項					
※ 受	付欄	*	経 過	欄	

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄については、消火設備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※欄は、記入しないこと。

# 煙 火 打 上 げ届 出 書

消防長   殿		届出 <sup>者</sup> 住	所			年(電話	日 番)
		氏	名				
打上げ予 定 日 時仕掛け予 定 日 時							
打上げ場 所							
周囲の状況							
煙火の種類及び数量							
目的							
その他必要な事項							
打上げに直接従事す仕掛けに 者の氏名							
※ 受 付	欄		*	経	過	欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
  - 4 その他の必要事項欄には、消火設備の概要その他参考事項を記入すること。
  - 5 打上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。

# 催 物 開 催 届 出 書

消防長		殿							届出 <sup>活</sup> 住 た た	听					年 (官	E 電話	月	日番	:)
防対物火象	所有	生 地																	
物	名	称		<u></u>			本	来の月	用途										
使	1	<u> </u>	置		Ī	面		積				客	席	の	構	造			
用箇									m²										
所	消防	方用設	備等の概	要															
使用目	的																		
使用期	間				開作	崔時間	f												
収容人	. 員			名	避難動に	推誘導工従事	享及で	、び消り きる人	火活 員									2	名
防火管 氏	理者 名				•														
そ の 必要な	他 事項																		
*	· 5	Ž	付	欄					*	•	経	過		欄					

- 備考 1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
  - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印の欄は記入しないこと。
  - 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

# 水 道 燍 水 届 出 書

					年	E J	月日	
消防長   殿	L C							
	J	届出者						
		住所			(電話	f	番	<del>(</del> )
		氏名						
断減水予定日時	自至							
断 水 区 域								
工事場所								
理由								
現場責任者氏名								
※ 受	付 欄		<b>※</b> *	経 j	围	欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
  - 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印の欄は記入しないこと。
  - 4 断・減水区域の略図を添付すること。

# 道路工事届出書

								年	月	日
消防長	Z.									
		届	出者							
				住所				(電話		番)
	T		氏名							
工事予定日時	自 至									
路線及び箇所										
工 事 内 容										
現場責任者氏名										
※ 受	付 欄				*	経	過	欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
  - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印の欄は記入しないこと。
  - 4 工事施工区域の略図を添付すること。

# 指定洞道等届出書(新規•変更)

													<i>F</i>	н	н
NA H	r. 🖴	<b>⊷</b> n											年	月	日
消防	方長	殿													
						届出者	旨								
							事業	美所名							
							所	在地				(電話		番)	
							代	表者氏	:名						
設置	法人	の名	称												
者	代表	者氏	名												
とう 洞 道	1 等	の名	称												
設	起		点												
置場	終		点												
所	経	由	地												
その	他必	要事	項												
	*	受		付	欄				*	経	過	欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策 書その他必要な図書を添付すること。
  - 3 変更の届出にあっては、変更する事項以外の図面の添付を省略することができる。
  - 4 ※印の欄は、記入しないこと。

## 少量危険物 貯 蔵 届出書 指定可燃物 取扱い 届出書

消防長 殿							年	月	日
1007 X			届出者						
			住所氏名				(電話		番)
	T								
貯蔵又は取扱	所在地								
いの場所	名 称								
類、品名及び	類	口口	名		最大貯蔵	藏数量	一日最大国	取扱数	全量
最 大 数 量									
貯蔵又は取扱方法の概要									
貯蔵又は取扱場所の位置、構造 及び設備の概要									
消防用設備等の概要									
貯蔵又は取扱いの開 始予定期日又は期間									
その他必要な事項									
※ 受 作	寸 欄			*	経	過	欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
  - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印の欄は記入しないこと。
  - 4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。

## 少量危険物 貯 蔵 廃止届出書 指定可燃物 取扱い

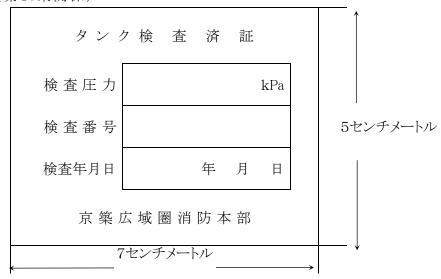
消	当防長		殿											年	月		日
								届出者	<u>×</u>								
								住原	折				(電	話			番)
								氏	名								
				1		1											
貯	蔵	又は耳	页 扱	所	在 地												
い	の	場	所	名	称												
類	、品	名 及	び最		類	品	名	最大則	宁蔵数量	-	日	最	大	取	扱	数	量
大		数	量														
貯方	蔵法	又 は II の 棚	及 扱 医 要														
貯所び	蔵 又 の位 設 仮	は取 置、構 備 の 相	扱 場 造及 既 要														
消	坊用部	対備等の	概要														
廃	止	年 月	日					年	月	B							
廃	止	理	由														
	*	受	付		欄			*	<b>経</b>	過	į	杮	剿				

- 備考 1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
  - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印の欄は記入しないこと。

# タンク水 圧 検 査 申 請 書

消	i防長			殿	•											年	J	1	日
11.4	1100			//>	•							届出	者						
													所						
																(電話			)
												氏	名						
タン	ンク	の	種	別															
検	査	T,	)	別						力	k 圧 t	) 食査		水張検査					
タ 最 :	大常	用	ク 圧	の力															kPa
タンタ	形			状								容	量						ι
ク の 構	寸			法															
造	材及	質 び	記板	号厚															
検希	望望	查手	月	の日			年	月		日									
検希望	望場	<u>を</u> 所・	目	の標															
そ必	要	りなる	事	他項															
*	受	付	†	欄		*	経		過		欄			※手	数;	料欄			
					検査		号 第		月	]	日 号	<del>,</del>							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 設計図書及び仕様書等の参考図書を添付すること。
  - 3 ※印の欄は、記入しないこと。



備考 1 このタンク検査済証は、金属板とし、地色を青とする。

2 このタンク検査済証は、タンクの見やすい箇所に取り付けること。

					ゟ	マンク	水水	圧機	食 査 訂	E明	書			
		年が番				第年		月	<del>号</del> 日					
検	査	の	別											
検	查	圧	力					kPa						
タ	形		状								容	量		ι
タンクの構造	寸		法											
構造		質 及 U 厚												
上記	己のと	おり	である	ることを	を証明	月する	) <sub>o</sub>							
第		号	п	н										
		年	月	日										

京築広域圏消防本部

消防長

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

# 露店等の開設届出書

消	修長		殿	į										年	月	日
										盾	出者       住所       氏名			(電話		)
開	設	期	間	自至	年年	月 月	日日	哲	業	時間	開始終了	時		分 分		
開	設	場	所													
催	L 0.	)名	称													
開	設	店	数							器 の本 数						
現場	場責任	者氏	:名										(電話	活		)
	,	※ 受	Ę.	付	柑	闌					※ 経	過		欄		

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

#### 指定催しの指定通知書

京広消指令第 号 年 月 日

殿

京築広域圏消防本部 消防長 印

京築広域市町村圏事務組合火災予防条例施行規則第8条の3の規定に基づき、下記催 しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

#### 教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に、京築広域市町村圏事務組合長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京築広域市町村圏事務組合を被告として(訴訟において京築広域市町村圏事務組合を代表する者は京築広域市町村圏事務組合長となります。)、処分の取り消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

# 火災予防上必要な業務に関する計画提出書

消防長	L.			年	月 日
IDDIK D		届出者 住 所			
		氏 名	(電話) (法人の場合は、	名称及び	) 代表者)
	防力	火担当者 住 所			
		氏 名		(電話	)
別添のとおり火災	予防上必要な業務に	こ関する計画書を提出	出します。		
指 定 催 し の 開 催 場 所					
指定催しの名称					
開催期間	自 年 月 日 至 年 月 日		開始 時 分 終了 時 分		
一日当たりの 人出予想人員		露店等の数			
使用火気等	□コンロ等の火を使 □その他(	吏用する器具 □ガ )	ソリン等の危険物		
その他必要事項					
※ 受	付 欄		※ 経 過	欄	

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 □印のある欄には、該当の□印にレを付けること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。